




# 建設コンサルタント 技術管理者認定申請 提出前セルフチェック

**【注意事項】** 申請書において、明示すべき事項の大幅な欠落や要件が確認できない記載、ならびに記載内容相互間の不整合が生じないように、必ずセルフチェックを実施してください。

## 1 申請前にチェックする事項

チェック	チェック項目
<input type="checkbox"/>	(1) 申請人の実務経験年数が要件年数を十分に満たしていますか？ 建設コンサルタント技術管理者認定申請の手引き 3 ページの (1) 申請要件をご確認ください。 R C C M の申請の場合、(1) 申請要件の 4) の記載ならびに注意書き※1※2 の記載をご覧ください。
<input type="checkbox"/>	(2) 申請不可要件に該当していませんか？ 建設コンサルタント技術管理者認定申請の手引き 4 ページの (2) 申請不可要件をご確認ください。 注意事項の記載は必ずご確認ください。
<input type="checkbox"/>	(3) 認定された後に認定の効力が失われる場合があります。 建設コンサルタント技術管理者認定申請の手引き 5 ページの (3) 認定後の注意点をご確認ください。
<input type="checkbox"/>	(4) 申請の期間は、毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日 (必着) までです。 ただし、7 月 31 日が休日の場合は、直後の開庁日 (平日) までとします。 認定可否に関する通知書の発送については、概ね翌年 2 月下旬～3 月上旬頃を予定しています。

## 2 添付書類について

チェック	チェック項目
<input type="checkbox"/>	(1) 申請に必要な書類を添付していますか？ 建設コンサルタント技術管理者認定申請の手引き 6 ページの 5.申請に必要な書類等をご確認ください。
<input type="checkbox"/>	(2) 申請に必要な書類を入手していますか？ 申請に必要な書類の様式は、国土交通省HPより入手ください。 URLから入手  URL <a href="https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000032.html">https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000032.html</a> 検索画面から入手  <input type="text" value="国土交通省 建設コンサルタント 技術管理者認定"/> <input type="button" value="検索"/> 
<input type="checkbox"/>	(3) 申請書類は正副 2 部必要です。 書類の提出部数は、申請書類・添付書類共に、正 1 部・副 1 部です。
<input type="checkbox"/>	(4) 申請書類と添付書類は、それぞれ別にしてありますか？ 申請書類と添付書類は、それぞれ別にクリップ止めしてください。

## 3 申請書類の記載方法について

チェック	チェック項目
<input type="checkbox"/>	(1) 実務経験証明書の経験年数に漏れや、不適切な記載はありませんか？ 建設コンサルタント技術管理者認定申請の手引き 7 ページの 6.申請書類の記載方法等をご確認ください。 実務経験証明書の期間 (契約期間) と実務経験年数は一致していなくても構いません。 実務年数は「業務内容」に記載された業務に専任して従事した期間です。1 ヶ月未満、1 年を超える期間は認められません。小数点表示の記載も認められません。

<input type="checkbox"/>	<p>(2) 実務経験証明書の業務内容に漏れや、不適切な記載はありませんか？</p> <p>建設コンサルタント技術管理者認定申請の手引き 8 ページの 3) 業務の内容に記載が必要な事項をご確認ください。</p> <p>「業務の内容に記載が必要な事項」①～⑦すべてについて、必ず記載ください。</p> <p>⑥業務の諸元であれば河川の名称は、水系名及び級まで記載し、⑦実際に担った具体的な内容では、単語や略語の記載ではなく、工事の調査、設計、監理等従事した具体的な内容を記載ください。</p> <p>契約の相手方の名称の記載漏れや、契約金額は千円単位で記載されているか確認ください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(3) 別添 4 実務経験年数記載以外について様式に漏れや、不適切な記載はありませんか？</p> <p>建設コンサルタント技術管理者認定申請の手引き 11 ページの 6.申請書類の記載方法等 (2) 別添 4 実務経験年数記載以外についてをご確認ください。</p> <p>第 2 号様式 管理技術者等実務経験証明書の記載にあたり、証明を行う技術士が、申請部門の技術士で、かつ認定申請を行う社に在籍している場合は、基本的に認定申請できませんので、ご注意下さい。</p> <p>(ただし、証明を行う技術士が別部門の技術管理者となっている場合を除く。)</p> <p>なお、証明をする技術士又は技術管理者ごとに作成して下さい。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(4) 審査基準の記載をご確認ください。</p> <p>建設コンサルタント技術管理者認定申請の手引き 18 ページの 7.審査基準をご確認ください。</p> <p>審査過程における公平性、透明性等を確保するため、審査基準表に基づき、審査を実施します。</p> <p>記載内容の不備によって、申請された実務経験年数から低減して評価または実務経験年数としての評価の対象外としますので、認定要件として必要とされる実務経験年数に達するよう余裕をもって、実務経験証明書を作成してください。</p>

#### 4 申請書類の提出先と問い合わせ先

チェック	チェック項目
<input type="checkbox"/>	<p>(1) 申請書類の提出先をご確認ください。</p> <p>建設コンサルタント技術管理者認定申請の手引き 21 ページの 8.申請書類の提出先・問い合わせ先</p> <p>(1) 申請書類の提出先をご確認ください。</p> <p>全書類がA4サイズで統一されていますか？提出先（地方整備局）が正しいかご確認ください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>(2) 問い合わせ先は下記のとおりです。</p> <p>1) 「申請手続き」に関する問い合わせ</p> <p>申請者の主たる営業所が所在する都道府県を管轄区域とする国土交通省各地方整備局等にお問い合わせください。</p> <p>2) 「別添 4：実務経験証明書」に関する問い合わせ</p> <p>国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課          専門工事業・建設関連業振興室 建設振興係 TEL：03(5253)8282（直通）</p> <p>※公平を期すため、審査状況・審査過程・審査結果に関するお問い合わせには一切応じられません。</p>